

# 協会けんぽ徳島だより

2024

1月

## 令和4年度 「インセンティブ制度の取り組み結果」について

### インセンティブ制度のしくみ

- ① 制度の財源として、新たに全支部の保険料率の中に、0.01%を盛り込んで計算します。
- ② 各支部の**評価指標**（特定健診実施率など）の実績に応じて得点をつけます。
- ③ **上位15支部**には得点数に応じてインセンティブが付与され、翌々年度の保険料率が引き下げられます。

※令和3年度以前の取り組みの評価にあたっては、上位23支部に報奨金が付与されていましたが、配分基準のメリハリを強化する観点から、令和4年度以降の評価にあたっては上位15支部に報奨金が付与されます。

令和4年度の**徳島支部**の順位は全国第**40位**

この結果、インセンティブ付与条件の15位以内にランクインできず、**令和6年度の保険料率引き下げまで至りませんでした。**

※令和4年度の取り組み結果は、令和6年度の保険料率に反映されます。

インセンティブ付与  
徳島  
第40位



### 5つの評価指標と令和4年度実績に基づく、徳島支部の順位

順位は各種実績値のほか、「伸び率」も含め算出しています。

#### ① 特定健診等の実施率

**41位**

(前年45位)

年に1度、協会けんぽの生活習慣病予防健診、特定健診を受診しましょう！労働安全衛生法に基づく定期健診を実施されている事業所さまは、協会けんぽ加入者の方（40歳以上）の健診結果を協会けんぽにご提供ください。

#### ② 特定保健指導の実施率

**27位**

(前年7位)

健診結果で生活改善が必要と判定された方は、協会けんぽの特定保健指導をご利用ください。

#### ③ 特定保健指導対象者の減少率

**5位**

(前年4位)

特定保健指導の対象とならないよう、日常から健康的な生活習慣を心がけましょう。また、特定保健指導を受けた方は、プログラムに最後まで取り組むとともに、必要に応じて医療機関を受診してください。

#### ④ 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率

**38位**

(前年46位)

健診の結果、血圧、血糖値、脂質の項目で「要治療者(再検査含む)」の判定を受けた方は、協会けんぽから受診勧奨のご案内をお送りします。

案内文書が届いたら早期に医療機関を受診しましょう。

#### ⑤ 後発医薬品(ジェネリック)の使用割合

**47位**

(前年30位)

お薬を受け取られる際は、積極的に後発医薬品(ジェネリック医薬品)をご選択ください。

**順位を上げ、保険料率を引き下げるためには、皆さま一人ひとりのご協力が不可欠です。**

協会けんぽ徳島支部と一緒に、健康維持・増進に向けた取り組みをお願いいたします。

# 令和5年度「医療費のお知らせ」をお送りします

協会けんぽでは、健康保険事業の健全な運営を図るために、加入者の皆さまにご自身の治療等にかかった医療費について確認していただく「医療費のお知らせ」を年に一回、発行しています。

〈対象期間〉 主に令和4年10月診療分～令和5年8月診療分

〈発送時期〉 令和6年1月中旬から下旬

〈お届け先〉 お勤めの事業所さま宛 **医療費のお知らせは開封せずに皆さまにお渡しください**



なお、対象期間中に転職等の理由で資格が以下のように変わる場合「医療費のお知らせ」は発行されません。発行を希望される場合は、「医療費のお知らせ依頼書」が必要となります。

◇協会けんぽ同士で資格変更があった場合 → 転職前にお勤めされていた分の「医療費のお知らせ」は自動に発行されません。

◇他の健康保険(国民健康保険等)へ切り替わった場合 → 「医療費のお知らせ」は自動的に発行されません。

※対象期間中に退職し、任意継続保険に加入された場合は、お勤めされていた期間の分も含めた「医療費のお知らせ」が発行されます。

再発行など「医療費のお知らせ」に関するご質問は、チャットボットをご利用ください！



「医療費のお知らせ」に関するお問い合わせ先  
【レセプトグループ ☎ 088-602-0258】



## ジェネリック医薬品を使用すると、 どれくらい安くなるの？

## 第10回 狭心症

狭心症は、冠動脈が動脈硬化などによって狭くなり、一時的に心筋への血流が不足した状態をいいます。発作が起こると、胸痛や息切れ、呼吸困難などが起こりますが、多くは血流がすぐに回復し、症状は1～2分、長くても15分くらいでおさまります。減塩や栄養バランスのとれた食事を心がけ、禁煙、節酒、適度な運動を習慣にするなど、生活習慣を改善することで、予防できる可能性がとて高くなります。狭心症のお薬にも、ジェネリック医薬品があります。

価格差例  
1日1回、  
1回1錠の場合

先発医薬品 薬価	ジェネリック医薬品 薬価	差額(1日あたり)	差額(1年あたり)
38円(1日)	19円(1日)	<b>19円</b>	<b>6,935円</b>

※表中の価格は薬価の全額(10割負担)で計算していますので、窓口で支払う負担額はこちらの通りではありません。

※用量、薬価は一例です。同じ有効成分のジェネリック医薬品でも、メーカーによって価格は異なります。

※自己負担分は四捨五入され10円単位での支払いになります。

※上記は薬価のみを計算したものであり、実際に支払う医療費には、調剤基本料や薬剤管理指導料、薬剤情報提供料などが含まれます。

